

「望まない受動喫煙」を防止するための環境整備支援を求める意見書

平成30年に「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、「望まない受動喫煙」防止のため、本県内も原則屋内禁煙というルールの下、多くの公共施設、民間事業者から灰皿が消えることとなった。

一方で、喫煙する県民や観光客などが、特定の喫煙場所に集中することや、路上での喫煙を行うことにより、かえって「望まない受動喫煙」を誘発する状況となっている。

このことは、分煙環境の整備が進んでいないことの結果であり、ルールを無視した歩きタバコや、観光地での吸い殻のポイ捨ての増加など、本県のイメージの悪化にもつながり、早急に対応しなければならない課題である。

昨年12月10日に取りまとめられた令和3年度与党税制改正大綱においては、令和2年度に引き続き、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るように促すこととする。」とされており、加えて、本年1月20日に総務省自治税務局から発出された「令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」では、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と記載されており、分煙環境整備の重要性を指摘している。

分煙環境の整備が、喫煙者、非喫煙者双方の立場を尊重し共存できる社会の実現につながり、かつ今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資するのである。

このため、地方たばこ税を、公共施設における分煙施設の整備や、飲食店、宿泊事業者における分煙環境の整備に対する支援等の取組に有効活用していくことが望まれている。

よって、国におかれては、分煙社会の実現と望まない受動喫煙防止の推進を図るため、次の事項につき、実施されるよう強く要望する。

- 1 事業者が喫煙場所の設置や排気設備の更新を進めるための支援を拡充すること。
- 2 地方たばこ税を活用した分煙環境整備を促進する制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三石文隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
内閣官房長官

様